

内閣府告示第七百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 札幌市
- 三 地域再生計画の名称 アートツールを活用した地域コミュニティの再生
- 四 地域再生計画の区域の範囲 札幌市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 帯広市
- 三 地域再生計画の名称 「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 帯広市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 北見市
- 三 地域再生計画の名称 北見市工学的農業ビジネス創造計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 北見市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 根室市
- 三 地域再生計画の名称 地域資源を活かした産業担い手育成による雇用創造計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 根室市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 滝川市
- 三 地域再生計画の名称 難病児自然体験施設を中核とする「みんなに優しいまち滝川」再生計画（病気とたたかう子どもたちに夢のキャンプを）
- 四 地域再生計画の区域の範囲 滝川市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 北海道常呂郡佐呂間町
- 三 地域再生計画の名称 サロマ湖水産加工の振興と地域の活性化構想
- 四 地域再生計画の区域の範囲 北海道常呂郡佐呂間町の区域の一部（幌岩地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）

内閣府告示第七百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 北海道紋別郡西興部村
- 三 地域再生計画の名称 西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」
- 四 地域再生計画の区域の範囲 北海道紋別郡西興部村の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 北海道虻田郡洞爺湖町
- 三 地域再生計画の名称 洞爺湖三味一体雇用のみちづくり再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 北海道虻田郡洞爺湖町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 北海道標津郡標津町
- 三 地域再生計画の名称 「交流・健康・保養」をテーマとして、地域の資源と魅力を最大限活用した「標津新ふるさと再生計画」
- 四 地域再生計画の区域の範囲 北海道標津郡標津町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 青森市
- 三 地域再生計画の名称 『遊休農地等を活用した新たなチャレンジ』計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 青森市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ））

内閣府告示第七百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 五所川原市
- 三 地域再生計画の名称 立佞武多を核とした観光資源の有効活用による雇用創出計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 五所川原市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 岩手県
- 三 地域再生計画の名称 地場産業技術による木質バイオマス地域内循環利用の推進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 岩手県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（三の四へ）

内閣府告示第七百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 大崎市
- 三 地域再生計画の名称 ふゆみずたんぼを利用した環境と暮らしの再生プロジェクト
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大崎市の区域の一部（旧田尻町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県
- 三 地域再生計画の名称 「秋田酒こまち」による美酒王国再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（三の四へ）

内閣府告示第七百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 横手市
- 三 地域再生計画の名称 イＴ・アグリビジネス・ものづくり支援による雇用創出プラン
- 四 地域再生計画の区域の範囲 横手市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 鹿角市及び秋田県鹿角郡小坂町
- 三 地域再生計画の名称 「ふれあい」「あじわい」による観光産業進化プロジェクト
- 四 地域再生計画の区域の範囲 鹿角市及び秋田県鹿角郡小坂町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 由利本荘市
- 三 地域再生計画の名称 高度情報化による活力と魅力あるまちづくり
- 四 地域再生計画の区域の範囲 由利本荘市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）

内閣府告示第七百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県山本郡藤里町
- 三 地域再生計画の名称 緑と魅力あふれる町・ふじさと再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 秋田県山本郡藤里町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 山形県
- 三 地域再生計画の名称 「食農もがみ」 食と農ブランド形成計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、
鮭川村及び戸沢村の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 山形県飽海郡遊佐町
- 三 地域再生計画の名称 遊佐町の資源を活かした参加・協働・共生の力地域再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 山形県飽海郡遊佐町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 福島県耶麻郡西会津町
- 三 地域再生計画の名称 西会津町「百歳への挑戦」健康のまち再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 福島県耶麻郡西会津町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進（三の四 ホ）

内閣府告示第七百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 埼玉県
- 三 地域再生計画の名称 「山に緑と活力を！住まいに埼玉の木を！」
- 四 地域再生計画の区域の範囲 埼玉県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 神奈川県
- 三 地域再生計画の名称 かながわ知的財産活用促進モデル計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 神奈川県全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（三の四へ）

内閣府告示第七百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 川崎市
- 三 地域再生計画の名称 「川崎ものづくり産業の高度人材育成」推進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 川崎市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 神奈川県津久井郡藤野町
- 三 地域再生計画の名称 清流とユズの香かおるさわそのの郷地域再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 神奈川県津久井郡藤野町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）

内閣府告示第七百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 妙高市
- 三 地域再生計画の名称 妙高ブランド交流促進再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 妙高市の区域の一部（斑尾地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）

内閣府告示第七百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 魚沼市及び南魚沼市
- 三 地域再生計画の名称 「うおぬマスローライフ」雪のくに活性化プロジェクト
- 四 地域再生計画の区域の範囲 魚沼市及び南魚沼市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 富山県
- 三 地域再生計画の名称 「元気とやま」ものづくり産業活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 富山県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
 - （ ） 地域新生コンソーシアム研究開発事業（三の四 子）、地域新規産業創造技術開発費補助事業（三の四 リ）及び日本政策投資銀行の低利融資等（三の四 ト）

内閣府告示第七百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 七尾市
- 三 地域再生計画の名称 人材と地域資源の活用による七尾から始まる元気物語
- 四 地域再生計画の区域の範囲 七尾市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 福井県
- 三 地域再生計画の名称 ふくい産力強化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 福井県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
 - （地域新生コンソーシアム研究開発事業（三の四 子）
 - 、地域新規産業創造技術開発費補助事業（三の四 リ）
 - 、日本政策投資銀行の低利融資等（三の四 ト）
 - 及び国民生活金融公庫の「新創業融資

制度」の要件緩和（三の四 子）

内閣府告示第七百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 福井県
- 三 地域再生計画の名称 ふくい原子力・地域産業共生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 福井県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
 - （ ） 地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成（三の四 ト）、地域新生コンソーシアム研究開発事業（三の四 チ）、地域新規産業創造技術開発費補助事業（三の四 リ）、日本政策投

資銀行の低利融資等（三の四）ト）及び国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和（三の四）

）

内閣府告示第七百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 越前市
- 三 地域再生計画の名称 越前「産業の森づくり」プラン
- 四 地域再生計画の区域の範囲 越前市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 日本政策投資銀行の低利融資等（三の四 ト）

内閣府告示第七百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 山梨県
- 三 地域再生計画の名称 山梨県ワイン人材活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 甲府市、山梨市及び甲州市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 飯山市
- 三 地域再生計画の名称 地域資源（森林・温泉・食農）を活かした健康増進型の観光による地域再生
- 四 地域再生計画の区域の範囲 飯山市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四へ）

内閣府告示第七百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 長野県下高井郡山ノ内町
- 三 地域再生計画の名称 山ノ内町「自然の恵みと生きる元気創造のまち」再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 長野県下高井郡山ノ内町の区域の一部（南部地区・須賀川地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の三）

内閣府告示第七百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 岐阜県及び大垣市
- 三 地域再生計画の名称 金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大垣市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県及び浜松市
- 三 地域再生計画の名称 知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 浜松市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
 - （ ） 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）、地域新生コンソーシアム研究開発事業（三の四 リ）及び地域新規産業創造技術開発費補助事業（三の四 リ）

内閣府告示第七百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 豊橋市
- 三 地域再生計画の名称 東三河の顔再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 豊橋市の区域の一部（中心市街地活性化基本計画区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（日本政策投資銀行の低利融資等）（三の四ト）

内閣府告示第七百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 犬山市
- 三 地域再生計画の名称 犬山からくり文化交流計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 犬山市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県
- 三 地域再生計画の名称 地域資源を活かした都市と農山村の交流〈湖北の懐かしい未来をつくる〉
- 四 地域再生計画の区域の範囲 長浜市及び米原市並びに滋賀県東浅井郡虎姫町及び湖北町並びに伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県及び滋賀県伊香郡西浅井町
- 三 地域再生計画の名称 みなとでつなぐ淡海の安心
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大津市及び彦根市並びに滋賀県伊香郡西浅井町の区域の一部（大津港、彦根港及び大浦漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の三）

内閣府告示第七百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 滋賀県
- 三 地域再生計画の名称 自然と人間がともに輝く滋賀〈大学と連携した持続可能な地域づくり計画〉
- 四 地域再生計画の区域の範囲 滋賀県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 京都市
- 三 地域再生計画の名称 伝統技能と科学技術の融合による先進的ものづくりのための人材育成計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 京都市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 豊中市
- 三 地域再生計画の名称 大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 豊中市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生支援のための「特定地域プロジェクト」の編成（三の四ル）

内閣府告示第七百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 大東市
- 三 地域再生計画の名称 大東市地域ぐるみの産業づくりによる雇用拡大計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大東市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 大阪府豊能郡能勢町
- 三 地域再生計画の名称 「文化芸術による創造のまち・のせ浄瑠璃の里」計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大阪府豊能郡能勢町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（文化芸術による創造のまち支援事業の活用（三の四 ホ）

内閣府告示第七百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 地域再生計画の名称 こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想「安心して健やかな地域社会をめざして」
- 四 地域再生計画の区域の範囲 神戸市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進（三の四 ホ）及び地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四 イ）

内閣府告示第七百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 篠山市
- 三 地域再生計画の名称 官学連携による地域コミュニティの再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 篠山市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（三の四へ）

内閣府告示第七百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 たつの市
- 三 地域再生計画の名称 活力あふれる通貨交流と協働のまちづくり
- 四 地域再生計画の区域の範囲 たつの市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域通貨モデルシステムの導入支援（三の四 又）

内閣府告示第七百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 和歌山市
- 三 地域再生計画の名称 「住みたい、住ませたいまち」わかやま市
- 四 地域再生計画の区域の範囲 和歌山市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の三）

内閣府告示第七百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 橋本市
- 三 地域再生計画の名称 竹織のまち橋本再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 橋本市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 田辺市
- 三 地域再生計画の名称 世界遺産・熊野における“癒し・健康を核とした蘇りの地域づくり”
- 四 地域再生計画の区域の範囲 田辺市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 浜田市
- 三 地域再生計画の名称 浜田再生を担うひと創りプラン（水産業・地元食・矯正施設を柱として）
- 四 地域再生計画の区域の範囲 浜田市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日

二 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県及び瀬戸内市

三 地域再生計画の名称 豊かな自然と歴史を活かした交流と創造の都市「つなぐ・いかす・つくる」のま

ちづくり計画

四 地域再生計画の区域の範囲 瀬戸内市の全域

五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措

置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところ

による。） 地域再生のための交付金の活用（三の三）

内閣府告示第七百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日

二 地域再生計画の作成主体の名称 新見市

三 地域再生計画の名称 ㄱラストワンマイルで産業創造をㄱ 《かのさとㄱにいみㄱ》地域ブランド育成・

雇用促進計画》

四 地域再生計画の区域の範囲 新見市の全域

五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 広島県及び竹原市
- 三 地域再生計画の名称 安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 竹原市の区域の一部（竹原港、忠海港及び長浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の三）

内閣府告示第七百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 三次市
- 三 地域再生計画の名称 出雲街道の再生へ
- 四 地域再生計画の区域の範囲 三次市の区域の一部（布野地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）

内閣府告示第七百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 広島県安芸郡熊野町
- 三 地域再生計画の名称 熊野筆産業振興及び雇用促進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 広島県安芸郡熊野町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 松山市
- 三 地域再生計画の名称 健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生
- 四 地域再生計画の区域の範囲 松山市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進（三の四）へ）

内閣府告示第七百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 宇和島市並びに愛媛県北宇和郡鬼北町及び松野町
- 三 地域再生計画の名称 “牛鬼の里”海と山の資源を活かした食産維新による地域づくり計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 宇和島市並びに愛媛県北宇和郡鬼北町及び松野町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四 へ）及び日本政策投資銀行の低利融資等（三の四 ト））

内閣府告示第七百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 西条市
- 三 地域再生計画の名称 「西条市食品加工流通コンビナート構想」推進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 西条市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）及び公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（三の四 ロ）

内閣府告示第七百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 四万十市
- 三 地域再生計画の名称 「四万十川の水面みなもに輝く観光のまちづくり」計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 四万十市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県、八女市及び福岡県八女郡上陽町
- 三 地域再生計画の名称 地産地消でスローライフのまちづくり
- 四 地域再生計画の区域の範囲 八女市及び福岡県八女郡上陽町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡県八女郡矢部村
- 三 地域再生計画の名称 杣の里再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 福岡県八女郡矢部村の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 長崎市
- 三 地域再生計画の名称 「ものづくり」と「観光」のまち長崎の再生を核とした雇用創出計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 長崎市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四 へ）及び国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和（三の四 ち）

内閣府告示第七百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 平戸市及び松浦市
- 三 地域再生計画の名称 「観光を核とした地場産業再生・雇用創造」による地域活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 平戸市及び松浦市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 熊本県阿蘇郡小国町
- 三 地域再生計画の名称 人と人とのつながりによる福祉とツーリズムの推進計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 熊本県阿蘇郡小国町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ）

内閣府告示第七百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 大分県速見郡日出町
- 三 地域再生計画の名称 日出町次世代育成のまちづくり
- 四 地域再生計画の区域の範囲 大分県速見郡日出町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域通貨モデルシステムの導入支援（三の四 又）

内閣府告示第七百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県
- 三 地域再生計画の名称 かごしまルネッサンスアカデミー（醸造産業人材育成）地域活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 鹿児島県の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 阿久根市
- 三 地域再生計画の名称 『アクネうまいネ自然だネ』雇用創出プラン（地域資源を活用したフレッシュフード産業の育成による雇用の創出）
- 四 地域再生計画の区域の範囲 阿久根市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 奄美市
- 三 地域再生計画の名称 “海に学び、海を活かす” 海の駅づくりによる中核海洋都市の再生計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 奄美市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四イ））

内閣府告示第七百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県大島郡与論町
- 三 地域再生計画の名称 地域資源を活かした観光、特産品開発等の振興による雇用機会の創出計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 鹿児島県大島郡与論町の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 沖縄県及び石垣市
- 三 地域再生計画の名称 地域資源を活用した観光・IT関連産業活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 石垣市の区域の一部（石垣島）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 那覇市
- 三 地域再生計画の名称 なは情報通信産業の集積・振興による地域活性化計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 那覇市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の四 イ）

内閣府告示第七百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 浦添市
- 三 地域再生計画の名称 「てだこの都市（まち）」ものづくりタウン計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 浦添市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）

内閣府告示第七百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 名護市
- 三 地域再生計画の名称 名護市雇用創出計画
- 四 地域再生計画の区域の範囲 名護市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ ）

内閣府告示第七百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項の規定に基づき、地域再生計画を認定したので、同法第五条第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 地域再生計画を認定した日 平成十八年七月三日
- 二 地域再生計画の作成主体の名称 うるま市
- 三 地域再生計画の名称 うるま市振興QOLプロジェクト
- 四 地域再生計画の区域の範囲 うるま市の全域
- 五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）
（地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（三の四）へ）